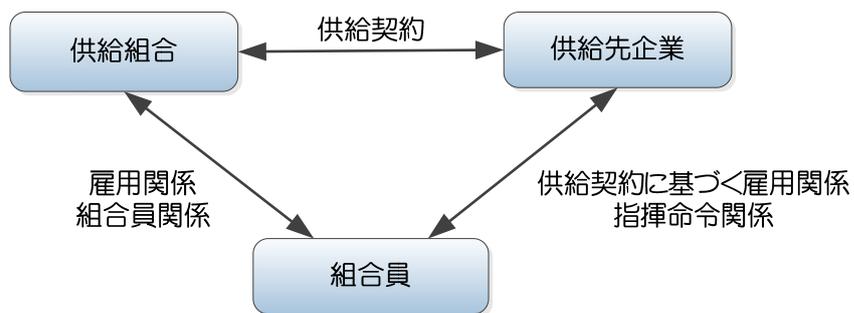


供給組合における供給組合員の社会労働保険の適用の意味・意義

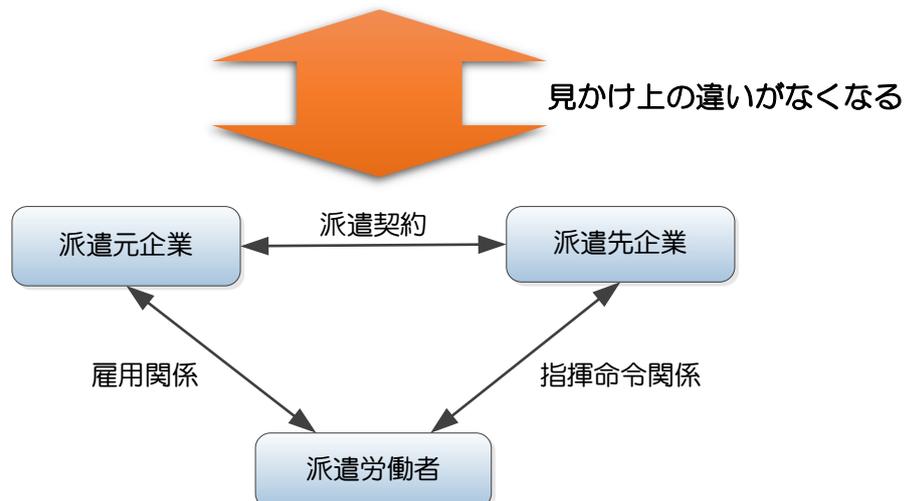
供給組合で供給組合員を雇用することにより社会労働保険を適用できるようになる、ということは単に供給・派遣における派遣期間制限の不都合の解消のみならず労働者供給事業の躍進につながる可能性を持った転換期となりえます。

【供給組合における社会労働保険適用時の考え方】

1. 供給される組合員は供給組合および供給先企業双方と雇用関係を持つ。
2. 供給組合は、供給組合員に対して社会・労働保険の適用を行う。
3. 雇用責任は供給契約期間中に限り供給元および供給先企業が負う。



【労働者の派遣】



上図に見る通り、労働者を使う企業から見ると供給と派遣の見かけ上の違い（依る法律は違うので供給契約と派遣契約の違いはある）がなくなります。

派遣と区別するために供給先企業と組合員の間にも雇用関係が存在することになります。

しかし、組合員に対する社会・労働保険は供給元で適用しますから、派遣との実質的な違いはないことになります。

「労働者供給事業の躍進につながる可能性」というのは、「派遣との実質的な違いがなくなる」ことによります。

2013年3月6日に開催された第30回労供労組協総会で東京大学社会科学研究所の水町勇一郎教授による講演「労働市場政策の展望と労働者供給事業の可能性」がありました。その講演で水町先生は、「労働組合等による労働者供給事業は無料の供給を行っており、派遣と違って業務の規制が無いため、労働者にとっても利益になり、供給先にも利益になり、供給が円滑に回ることにより、組合員も増えるので供給元である労働組合にとっても利益になるという、Win-Win-Winの関係が築けるのではないか。」と話されています。

さらには、「労働市場が派遣で行うより、より円滑に労働者の需給が可能となり、東日本大震災においても、派遣では難しいところを労働者供給で補ってきたということで、社会的にも政策的にも労働市場が良い方向に回り、Win-Win-Win-Winになる可能性もある。」と話されてました。

無料の供給を行うことにより、労働者にとっては高賃金が得られる、供給先にとっては安い費用で使える、供給組合にとっては組織拡大につながるというWin-Win-Winの関係が築きうること、営利を目的とする企業による派遣より競争力が高いことから「労働者供給事業の躍進につながる可能性を持つ」というわけです。

労供労組協では、派遣に対する競争力を持つことにより、供給拡大の最大のターゲットとなりうるのは、市区町村等における公務労働であると考えています。

派遣は営利を目的とする企業によりますから、公務労働に対する派遣は言わば税金が企業の利益になっているわけです。しかも派遣労働者は、安い賃金で使われている。そのような、公務労働における派遣を供給に置き換えようというのが労供労組協の考えです。

そのような供給事業の拡大を図るうえでの課題について、水町先生から以下の3点を指摘されています。

1. 派遣においては派遣先の果たすべき責務がより重くなってきている。労働者供給においても同様に争いになった時や、許可条件が変更になった時のために、供給元と供給先との間の契約責任も含めた役割分担を明確にしておく必要がある。
2. 今後の派遣との競争を考えると、供給先の労働者とのバランスを考えると、賃金等の供給条件の待遇改善が必要になってくる。
3. 今後、労供事業が発展していくためには、労働者派遣事業等との規制改革の中での競争が待っているため、経営的な視点、能力も必要になってくるのではないか。